

毎週火、金曜日発行（但休日に強るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部改正
鳥取県納税貯蓄組合規則
鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇訓令 鳥取県身体障害者更生相談所処務規程
鳥取県身体障害者更生相談所処務規程
用排水改良事業所処務規程の一部改正
干拓事業所処務規程の一部改正
鳥取県守衛制服規程の一部改正
- ◇告示 健康保険法等に基づく現物給与の標準価格
保険医の指定
保険医の異動
保険医の取消
五月臨時県議会の議決を経た昭和二十九年年度追加更正予算等
各種学校の設置認可
農業委員会の設置（伯耆町）
土地改良区の設立認可
- ◇公告 鳥取県市町村職員共済組合組合会の開催

規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十九号

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を
改正する規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥
取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（総則）

第一条 鳥取県身体障害者更生指導所（以下「指導所」とい
う。）の運営については、別に定めるものの外、
この規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県納税貯蓄組規則をここに公布する。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十号

鳥取県納税貯蓄組規則

(目的)

第一条 納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第四百五十五号。以下「法」という。)の施行に關し、県税にかか
る事項については、納税貯蓄組合法施行令(昭和二十
六年政令第九十九号。以下「政令」という。)に定め
るものの外、この規則の定めるところによる。

(知事権限の委任)

第二条 法、政令及びこの規則に規定する知事の権限に
属する事務は、所轄県税事務所長に委任する。

(組合設立届)

第三条 政令第一条の規定により知事に提出する謄本に
は、第一号様式による組合設立届及び第二号様式によ
る組合員名簿を添付しなければならない。

(証明書)

第四条 政令第二条第一項の規定により知事が交付する
証明書は、第三号様式のとおりとする。

(補助金を交付する組合)

第五条 法第十条第一項の規定による補助金(以下「補
助金」という。)は、組合員数が二十人以上の組合に
対し、毎年度予算の範囲内において交付する。

(補助金の計算期間等)

第六条 補助金の交付に關する計算期間については、毎
年四月から九月まで及び十月から翌年三月までとし、
その交付の時期はそれぞれその年の十一月末日まで及
び五月末日までとする。

(補助金の交付基準)

第七条 補助金は、次の各号により算出した金額の合計
額を限度として交付する。但し、第一号に掲げる補助
金の交付については、新たに設立した組合にあつては
設立の年度に限り限度額を交付し、翌年度からは第二
号に定める納期限内納付(納入)率により、納付(納

入)率八十パーセント以上のものにあつては限度額を、
五十パーセント以上八十パーセント未満のものにあつ
ては限度額の二分の一を交付し、五十パーセント未満
のものにあつてはこれを交付しないものとする。

一 組合員数によるもの

組合員数二十人以上五十人未満	年額	千円
組合員数五十人以上百人未満	年額	二千円
組合員数百人以上	年額	三千円

二 納期限内納付(納入)率によるもの

納期限内納付(納入)率五十パーセント以上八十パ ーセント未満のもの	納付(納入)税額の百分の一
納期限内納付(納入)率八十パーセント以上百パー セント未満のもの	納付(納入)税額の百分の一・五
納期限内納付(納入)率百パーセントのもの	納付(納入)税額の百分の二

2 前項の納期限内納付(納入)率とは、前条の計算期
間中において納期限の到来した税額の合計額で、当該

税額中それぞれその納期限内に納付(納入)のあつた
税額の合計額を除して得た割合とする。

(補助金の交付申請手続)

第八条 政令第四条の規定により補助金の交付を受けよ
うとする組合は、第四号様式による補助金交付申請書
に第五号様式による組合員県税納税調査書を添付して、
第六条の計算期間経過後一箇月以内にそれぞれ知事に提
出しなければならない。但し、県民税にかかる組合員
県税納税調査書については当該市町村長の証明を得なけ
ればならない。

(組合規約又は組合員の変更届出)

第九条 組合規約又は組合員の変更があつた場合は、そ
の都度第六号様式による組合規約変更届又は第七号様
式による組合員加入(脱退)届を知事に提出しなければ
ならない。

(質問検査)

第十条 法第十一条の規定により質問又は検査を行う職
員は、鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第

二十六号)に規定する徴税吏員とする。
 2 前項の徴税吏員が法第十一条の規定により質問又は検査を行うときは、第八号様式による納税貯蓄組合検査吏員証を携帯し、利害関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
 (補助金の返還)

第十一条 知事は、虚偽の申請により補助金の交付を受けた組合に対しては、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

第一号様式

納税貯蓄組合設立届
 昭和 年 月 日
 鳥取県知事 殿
 組合事務所所在地
 何々納税貯蓄組合

代表者 氏 名 ④
 このたび、納税貯蓄組合法第二条第一項の規定による納税貯蓄組合を設立しましたので、同法施行令第一条の規定により規約の謄本三通を添えてお届いたします。

第二号様式

組合役員及び組合員名簿
 何々納税貯蓄組合

住 所	職 業	組合における役	氏 名	名 稱	要 求

備 考

摘要欄には、県税の納税義務者にあつては、該当税目を記入すること。

第三号様式

納税貯蓄組合証明書
 組合事務所所在地
 組 合 名
 代 表 者 名
 上記は、納税貯蓄組合法第二条第一項の規定による納税貯蓄組合であることを証明する。
 年 月 日
 鳥取県何部県税事務所長 氏 名 印

第四号様式

組合事務所所在地
 何々納税貯蓄組合
 代表者 氏 名 印
 鳥取県知事 殿
 昭和 年 度 半期皇 月 日
 鳥取県知事 殿
 何々納税貯蓄組合補助金交付申請書

組合の使用した費用の合計金額

科 目	金 額	類 別
内 使用人の給料		円
帳簿書類の購入費		
事務所の使用料		
その他の事務費		
計		
外 組合を通じ納税貯蓄組合預貯金等より納付した税額		円
国 税		
地方税		
県 税		
市 町 村 税		
合 計		
備 考	組合設立 昭和 年 月 日	組合員数 人 内 県税組合員数 人
	業 態 別	

第五号様式 その一
組合員 県 税 納 税 調 査 書

(自昭和 年 月 間の分)
(至昭和 年 月 間の分)

組合員数	県税を納付 (納入)する 組合員数		組合名				組合員数	県民税の納税 義務のある 組合員			
組合員 番号	県税を納付 (納入)する 組合員を 表示する		区	分	何々税	何々税	何々税	何々税	何々税	何々税	計
			税	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	
			税	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	
			税	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	
			計	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	

その二

(県 民 税 分) (自昭和 年 月 日 間の分)
(至昭和 年 月 日 間の分)

組合名	組合員数		組合員数				組合員数	県民税の納税 義務のある 組合員			
区	分	税	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	納付額	計
		県民税と市町村民税	県民税相当額	(A)の税額中納期限内 納付額	県民税相当額	県民税相当額	県民税相当額	県民税相当額	県民税相当額	県民税相当額	
			(A) (A) × あん分率) (B)	(A)の税額中納期限内 納付額	(A) × あん分率) (B)	(A) × あん分率) (B)	(A) × あん分率) (B)	(A) × あん分率) (B)	(A) × あん分率) (B)	(A) × あん分率) (B)	

第 期分 (月)	円	円	円	円
第 期分 (月)				
計				

摘 要 (B)、(C)欄のあん分率とは、地方税法施行令第8条第2項の規定により算出した率を用いるものとし、県において算定記入するものである。

上記税額 (賦課額) に対し、納期限内納付のあったことを証明する。

昭和 年 月 日 市 町 村 長 氏 名 園

第六号様式 納 税 貯 蓄 組 合 規 約 変 更 届

昭和 年 月 日 鳥 取 県 知 事 殿

組合事務所所在地
何々納税貯蓄組合
代表者 氏

このたび、組合規約を別紙のとおり変更しましたので、お届けします。

第七号様式

納税貯蓄組合加入(脱退)届

昭和 年 月 日
鳥取県知事 殿

組合事務所所在地

何々納税貯蓄組合
代表者 氏

名 ④

次の者は、当納税貯蓄組合に加入(又は組合から脱退)しましたのでお届けします。

番 号	加入又は脱退の別		住 所	氏 名	摘 要
	年 月 日	加入、脱退の別			

備考 役職員に変更があつた場合はその旨を摘要欄に附記すること。

第八号様式

第 号

所 属
鳥取県事務吏員

納税貯蓄組合検査吏員 証

昭和 年 月 日 交付

鳥 取 県

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十一号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四項中「東伯郡上中山村」を「東伯郡中山村」に改める。

第五十七条の表中「児童課」を「婦人児童課」に改め、「開拓課」を「農地開拓課」に改める。

第七十五条第一項中「普及課」を「衛生課」に改め、同条第二項中「業務課」を「保健衛生課」に改め、同条第四項中但書を次のように改める。

但し、第二項に掲げる保健所における保健衛生課の分掌事務は、保健予防課及び衛生課の分掌事務を合せたものとする。

- 第七十五条第四項総務課第八号中「看護婦」の下に「の身分」を加え、第十号中「衛生用資材」を「衛生資材」に改め、第十二号の次に次の三号を加え、「第十三号」を「第十六号」とする。
- 十三 衛生教育に関すること
- 十四 人口動態その他衛生に関する調査、統計に関すること
- 十五 医療社会事業に関すること
- 第七十五条第四項保健予防課の分掌事務を次のように改める。
 - 一 結核の予防に関すること
 - 二 急性伝染病の予防及び防疫に関すること
 - 三 性病、トラホーム、寄生虫病その他慢性病に関すること
 - 四 保健婦、助産婦、看護婦の業務及び指導に関すること
 - 五 優性保護及び母子衛生に関すること
 - 六 精神衛生に関すること

- 七 栄養の改善及び指導に関すること
- 八 口腔衛生に関すること
- 九 その他保健向上に関すること
- 第七十五条第四項中「普及課」及び普及課分掌事務を次のように改める。
 - 衛生課
 - 一 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること
 - 二 ねずみ族、こん虫等の駆除指導その他環境衛生の改善及び向上に関すること
 - 三 理容師、美容師及びクリーニング業に関すること
 - 四 旅館業、温泉及び浴場に関すること
 - 五 興行場の衛生に関すること
 - 六 上水道及び下水道の衛生に関すること
 - 七 墓地及び埋火葬に関すること
 - 八 食品衛生に関すること
 - 九 と場及びと畜に関すること
 - 十 狂犬病に関すること

- 十一 保健衛生の試験検査及び研究に関すること
 - 第八十三条中「賀野村、手間村、」を「会見町、」に改め、「日野上村」を削り「山上村、」を「伯南町、」に改める。
 - 第九十三条中「大誠村」を「大栄町のうち前の大誠村」に改める。
 - 第九十六条第二項中「日野郡日野上村」を「日野郡伯南町」に改める。
- 附 則
- この規則は、昭和三十年六月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第十四号

鳥取県身体障害者更生相談所

鳥取県身体障害者更生相談所処務規程を次のように定める。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県身体障害者更生相談所処務規程

(総則)

第一条 鳥取県身体障害者更生相談所(以下「相談所」という。)の処務及び業務の運営については、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

(組織)

第二条 相談所に次の職員を置く。

所 長

第三条に定める判定を行う職員

その他必要な職員

(業務の種類)

第三条 相談所は、身体障害者の相談に応じ、その医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定を行うものとする。

(業務の処理)

第四条 所長は、相談所の業務を別記様式による身体障害者相談判定票によつて処理し、その結果に基づき、必

要とする更生援護の措置を援護の実施機関及び福祉事務所に依頼又は通報しなければならない。

2 前項に規定する業務の処理は、総合判定会議を経て行うものとする。

3 総合判定会議は、所長並びに当該要援護者について専門的診断を行った職員及び社会的判定を行った身体障害者福祉司をもつて構成する。

(巡回診査、巡回更生相談)

第五条 相談所、身体障害者の便宜をはかるため、必要に応じて巡回して診査若しくは更生相談を行うことができる。

2 相談所は、援護の実施機関が巡回して診査若しくは更生相談を行う場合は、これに協力しなければならない。

(意見具申)

第六条 所長は、相談所が行つた県内の身体障害者更生援護に関する技術的調査研究の結果に基づき、援護の実施機関に意見を具申することができる。

(資料の提供)

第七条 相談所は、援護の実施機関から県内の身体障害者更生援護に関する資料の提供を求められたときは、これに応じなければならない。

(研究会の企画及び実施)

第八条 相談所は、県内の身体障害者更生援護事業の従事者が参加する要援護者についての研究会を企画し、援護の実施機関と協力してこれを実施しなければならない。

(業務の報告)

第九条 所長は、次の事項を知事に報告しなければならない。

- 一 毎月の事業状況(翌月五日までに提出)
- 二 前年度の事業成績(翌年度四月底までに提出)
- 三 その他重要事項

(事務の代決)

第十条 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指定した吏員がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項は、遡滞なく後関を受けなければならない。

(事務処理)

第十一条 文書事務の処理については、鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号)を準用する。

(事務引継)

第十二条 所長が転職、免職又は退職の場合は、すみやかに書類、帳簿その他重要事項につき引継書を作成して、後任者又は知事の指定した吏員に引き継がなければならない。

2 前項の引継を完了したときは、連署をもつて、その状況を知事に報告しなければならない。

(勤務)

第十三条 所長は、果外に旅行又は出張しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。但し上司の命による場合はこの限りでない。

(雑則)

第十四条 この規程に定めるものの外、業務の運営に関

し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(2)

居住の 地産 附業					
趣 味	し、 好	宗 教	特 技		
職 歴	勤務先及び所在地 (又は、自営内容及び場所)	職務内容	勤務 年数	収 入	退(転)職 理 由
生 活 歴					
將 希 来 望					
相 談 の 要 旨					
	相談員印				

別記様式

(1)

受付年月日 昭和 年 月 日		受付番号	
相 談 種 別	相 談 票 番 号		県 第 号
	相 判 身 体 障 害 手 帳 番 号		
氏 名 よりがな	明治 大正 昭和	年 月 日 生	満 才
本 籍	男 女	学 歴	卒 中退 卒 中退 卒 中退
現 在 所	小 学 校 新 中 学 校 大 学 他		
家 族 状 況	氏 名	続 柄	年 令
	職 業	月 収 入	稼 働 能 力
家 計	月 額 収 入	月 額 支 出	生 活 保 護 法 適 用 の 有 無
	円	円	扶 助 種 別 と そ の 額
資 産、 生 活 状 況 等 の 記 事			

(4)

原傷病名			
機能障害名			
障病歴			
現症			
処置及び指示事項(判定)			
経過			
補装具について の 所 見		担当医印	

(3)

一般身体検査 (年月日検査)					
身長		Cm	背筋力		Kg
坐高		Cm	栄養状態		
体重		Kg	視力	右	
胸囲		Cm		左	
胸囲差		Cm	聴力	右	dB
肺活量		CC		左	dB
握力	右	Kg	色神		
	左	Kg	ツベルクリン反応	陰	陽
内に 関する 事項 その他					

(6)

性・格判定	異常傾向	
	性格特徴	
	適応性程度	
	その他の所見	
備考		判定員印
総合判定		

(5)

職能判定	知能		作業素質					
	性							
	動作の制限							
	適性並びに							
判定	職業興味	事務	工作	美工	術芸	園芸	サービス	判定
	その他の所見							
処置	訓練の要否 種期間 職業補導の要否							
備考								判定員印

第九号様式の次に次の様式を加える。
第九号様式之二

用地買収土地合帳

所有者 住所氏名											
土地の所在	市町村	大字	字	地番	土地目	地合帳積	償目	地積	買収単価	金額	摘要
登記嘱託	昭	和	年	月	日						事
登記済	昭	和	年	月	日						
代金請求	昭	和	年	月	日						
代金交付	昭	和	年	月	日						
土地売渡証書登記承 諾書提出年月日											

第九号様式の三

物件補償合帳

被補償者 住所氏名											
市町村	大字	字	地番	物件の名称	数量	補償単価	補償金額	摘要			
承認書提出年月日	昭	和	年	月	日			事			
代金請求	昭	和	年	月	日						
代金交付	昭	和	年	月	日						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

鳥取県訓令第十六号

干拓事業所

干拓事業所処務規程（昭和二十八年十一月鳥取県訓令第二十八号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

第十二条中「農林部長」を「経済部長」に改める。

第十五条十一号を次のように改める。

十一 削除

第十五条第十二号及び第十九号を次のように改める。

十二 賃金台帳（第七号様式、第八号様式）

十九 用地買収土地台帳（第十号様式之二）及び物件補償台帳（第十号様式之三）

第七号様式を次のように改める。

第七号様式

賃金台帳

昭和 年

（常時使用される者に対するもの）

所 属 職 氏 名 性 別	任 免 事 項	扶 養 手 数	当 月 額
	月給	甲	金額
	手当	乙	
	その他		
	合計		

友計労働時間 総算労働時間 月期日時の 日数	労働時間 超過勤務 125	労働時間 本日数 150	労働時間 夜間勤務 125	労働時間 150	減額 時間金額	基本 手当	諸 手当	手 当	当 日	その他	支給 額	控 除 額				差引 支給額
												法 定	法 外	控 除	他 控 除	

第十号様式の三

物件補償台帳

被補償者 住所氏名	市町村大字	字	地番	物件の名称	数量	補償単価	補償金額	摘要
承諾書提出年月日	昭和	年	月	日		記		事
代金請求	昭和	年	月	日				
代金交付	昭和	年	月	日				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

鳥取県訓令第十七号

庁 中 一 般

鳥取県守衛制服規程（昭和二十八年七月鳥取県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第二条第一項中「腕章」を「胸章」に改める。

第七条第五号を次のように改める。

五 胸 章

第八条第一項中「腕章二十四箇月」を「胸章六十箇月」に改める。

第十条第二項中「腕章」を「胸章」に改める。

別表中

式	製	地
	前 面	質
襟 章	開きん 剣えり 胸部は二重とし地質色ボタン各三箇を二行につける。前面の左に二箇、右に一箇、内右に一箇のボタンをつけ、ポケットにはふたをつける。形状は別図のとおりとする。	ラシダ色の綿布
	上 衣 (夏 服)	

左えりに県職員徽章をつける。

を

(夏服) 上衣		
襟章	袖	前面
	式	
製		地
式		質
左えりに果職員徽章をつける。		開きん(小開き式) 地質色のボタン四箇を一行につける。 ポケットは胸部左右に各一箇とし、ふたをつけボタンでとめる。形状は別図のとおりとする。
長袖カフスつき、ボタンどめとする。		ラクダ色の綿布

に、

腕章	
製	地
式	質
中央部に左から右へ白色ラシヤをもつて次の文字を縫入れる。 守衛長、副守衛長、班長、守衛 形状は別図のとおりとする。	

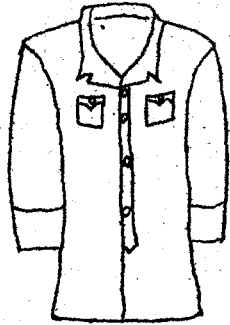
を

胸章	
製	地
式	質
合金にして銀メッキいぶしとする。 中央部に上から下へ次の文字を堀り込む。 守衛長、副守衛長、守衛 形状は別図のとおりとする。	

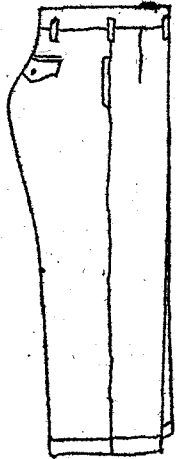
に改める。

別図を次のように改める。

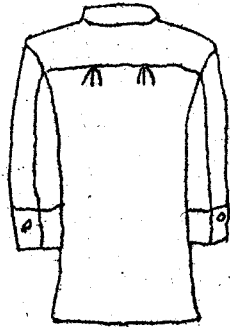
上 衣
夏 服
前 面



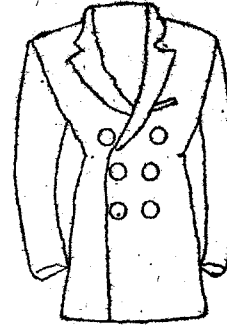
ズボン



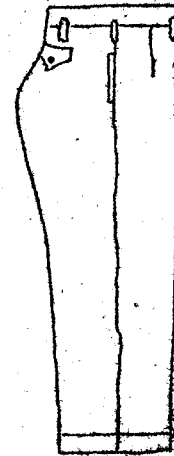
後 面



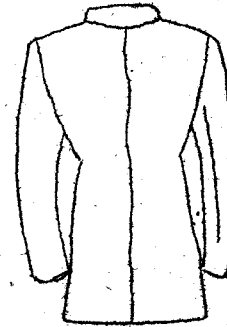
上 衣
冬 服
前 面



ズボン



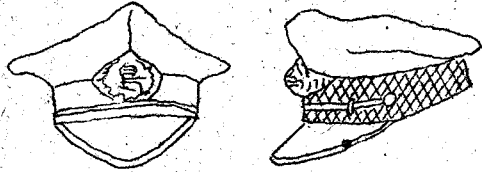
後 面



この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

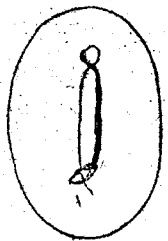
帽



帽章



綬章



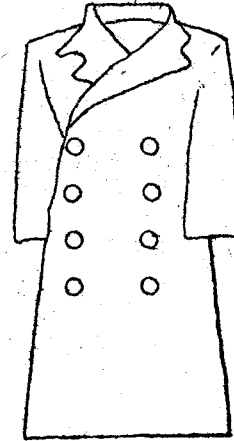
裏面



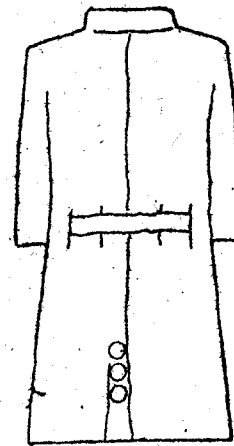
表面

外
と
う

前 面



後 面



告示

鳥取県告示第二百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十五条並びに日労労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第四条の規定に基く報酬の全部又は一部が金銭以外のものである場合の標準価格を次のとおり定め、昭和三十一年四月一日から適用し、昭和二十八年四月鳥取県告示第百五十九号（健康保険法等に基く現物給与の標準価格の改定について）は廃止する。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 食事の給与 一人一箇月につき 二千百円

朝晝食 一食につき 各二十円

夕食 一食につき 三十円

一 住宅の提供 疊一疊一人一箇月につき 五十円

被服の給与 一人一箇月につき 二百五十円

鳥取県告示第二百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名

名 称 所 在 地

氏 名 指 定 年 月 日

内、外、小児科	財団法人 所子診療所	西田郡所子村大字所子五八九	樋口 実	昭和三十年三月一日
耳鼻咽喉科	広戸耳鼻咽喉科院	米子市東倉吉町七五	中尾 徳明	"
内、小児科	音田 医院	日野郡根雨町七二八	音田 周一	三月八日

鳥取県告示第二百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名

新診療所の名称

診療所々在 地

異動事由

氏 名

異動年月日

内 科	松保診療所	鳥取市布勢字川徳 三七一	鳥取市西町 鳥取赤十字病院	住所の 変更	酒井 保	昭和三十年四月 一日
-----	-------	--------------	---------------	--------	------	------------

鳥取県告示第二百六十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医の指定を次のとおり取り消した。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	名称	所在地	氏名	取消事由	取消年月日
------	----	-----	----	------	-------

内、小児科	米子医療生活協同組合 米子診療所	米子市角盤町三丁目	金森 龍隆 辞任		昭和三十年 三月三十一日
齒科	田中齒科医院 木下齒科医院	鳥取市川外大工町 米子市東倉吉町一三 四ノ一	田中 隆正 木下 定之	健康保険法第四十 三条ノ四第二項及 び船員保険法第二 十八條ノ四第三項 の規定による	五月十日

鳥取県告示第二百六十九号

孔規

昭和三十年五月十八日臨時県議会の議決を経た昭和二十九年年度鳥取県歳入歳出追加更正予算及び昭和二十九年年度特別会計発電事業費歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十年五月三十一日	鳥取県知事 遠 藤 茂	歳入	1	県 税	△	26,000,000
		歳入	4	地方交付税	△	26,000,000
		歳入	6	國庫支田金		746,152
		歳入	2	國庫補助金		746,152
		歳入	8	繰入金		14,000,000
		歳入	1	特別会計繰入金		14,000,000
		歳入	1	果 債		12,000,000
		歳入	1	果 債		12,000,000
		歳入合計				746,152
		歳出				

8	産業経済費	180,000
9	開拓事業費	180,000
11	選挙費	566,152
4	衆議院議員選挙費	566,152
	歳出合計	746,152
	昭和29年度特別会計発電事業費歳入歳出追加予算	
	加予算	
4	果 債	14,000,000
1	果 債	14,000,000
	歳入合計	14,000,000
1	歳 出	14,000,000
	歳出合計	14,000,000

昭和30年5月31日専決

鳥取県告示第二百七十号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条及び同法第八十三条の規定により各種学校の設置を次のように認可した。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

認可した各種学校

名称	所在地	設置者	認可年月日
米子高等商学校	米子市錦町一丁目	高島恒三	昭和三十年五月二十五日
米子家政学園	灘町一丁目	小西宗晴	"

鳥取県告示第二百七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定に基づき、日野郡日野上村及び山上村を廃し、その区域を以て新たに伯耆町が設置されたことに伴い、農

業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項の規定により、昭和三十年五月二十日から日野郡伯南町の区域を区域とする日野郡伯南町農業委員余が設置された。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第二百七十二号

鳥取市晩稻宮本徳道外十四人の者から申請のあつた鳥取市晩稻土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十年五月二十七日認可した。

昭和三十年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

公 告

第三回組合会を左記の通り開催しますので市町村職員

共済組合法施行令第一条第三項の規定により公告する。

昭和三十年五月三十一日

鳥取市町村職員共済組合

理事長職務代理者理事 坂出 雅己

一期日 六月六日 午後一時

二会場 東伯郡三朝町役場

三 重なる協議事項

1 規約一部改正について

2 昭和二十九年度決算報告書の認定について

3 組合会議員異動報告について

4 理事の補欠選挙について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町